

鉾害賠償訴訟金関係

リビ

表紙口紙
N
I





福岡県立福岡市立中央図書館
共同石炭蔵蔵書部日吉出張所御中

金庫賠償金

東京都千代田区有楽町一丁目一番地

(日活国際会館三階)

日本石炭協会

昭和
年
月
日

電話千代田(271)代表三三八一番

石炭鉱業臨時保護臨時措置法に基く

複立命等の分割増立承認要領

タリ報漢第1090号

昭和30年 8月31日

福岡通商産業局長発定

石炭鉱業臨時保護臨時措置法施行規則第3条第1項
および同規則附則第5条第3項の規定による分割増立お
よび附付承認申請については、石炭鉱業の資金事情およ
び基金の会計年度部を考慮して同条38条第2項に限り下取
基準により承認することとする。

附

1. 分割の回数 3回以内
2. 本回の増立または附付回 当該分割前
3. 分割増立または附付回数 1

第1回 10月21日

第2回 複立承認者に於て通算決定す

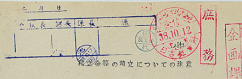
ることとするも昭和31年2月末

日とする

第3回 3月末日

御記入中
既済を以て是

昭和30年
8月31日



被害賠償部

石炭被害賠償部臨時賠償法による設立金および納付金の取立または納付については下記事項を注意して下さい。

即

1. 設立金および納付金の納付については臨時賠償法の規定によりすべて分期納付または分期納付の手続を要することとし、その分期納付または分期納付申請書の提出月日は昭和38年9月14日とする。
2. 設立金および納付金は法律4条第1項並びに法律附則10条第3項の規定により金銭とすること（金銭とは国債は含まないものとする）。
3. 分期各回の設立金をその納付時期までに取立なかつた場合は法律9条の延滞措置を適用されることとなる。
4. 分期各回の納付金をその納付時期までに納付されなかつた場合は法律附則第11条第1項の罰則規定が適用されることとなる。
5. 設立金および納付金の納付者は「被害賠償基金」の指定する金融機関とする。

(注)

1. 設立金とは昭和38年7月1日以降昭和39年3月31日までの予定期間に期間する被害賠償金の担保
2. 納付金とは昭和38年1月1日以降昭和38年6月30日までの期間に期間する被害賠償金の担保

福岡 第1278号 対区外 対区
 鉱業（産別）検査 史同石炭鉱業株式会社

第1278号 第2号
 昭和28年10月21日
 1278 庚辰

福岡通商産業局長

鉱害賠償担保の納付金について

石炭鉱害賠償担保等臨時措置法附則第10条第3項の規定により納付すべき金額を下記の通り算定したので同法施行規則第5条第1項の規定により通知します。

追って本件納付金は来る9月30日迄に鉱害賠償基金の取扱金融機関に払い込まれたい。

記

登録番号	金額	備考
第1278号 対区外	12,000	

事務長 課長 課長 係

龍岡 県 登録 61号 郵政

郵政 (登録) 権者 代理人 共済 株式会社

昭和 24 年 3 月 31 日

38 福通東第 273 号

庶務 金庫 課

福岡通商産業局長

鉅害賠償積立金について

石炭鉅害賠償担保等臨時措置法に基づく上記鉅区に対する昭和 24 年度分積立金を下記の算定基礎により調定したから来る 9 月 30 日迄鉅害賠償基金の指定金融機関の口座に払い込まれたい。

記

物件類別	前年度分 (実額)			当年度分		
	予想被害量	権者負担額	調定額	予想被害量	権者負担額	調定額
土 木	529	320	171.2	529	320	171.2
農 地	10,099	4,494	2,347	10,099	4,494	2,347
水 道	-	-	-	-	-	-
下 水	-	-	-	-	-	-
鉄 道	-	-	-	-	-	-
家 屋 等	303	498	249	303	498	249
其 の 他	-	-	-	-	-	-
合 計	11,431	5,312	2,767.2	11,431	5,312	2,767.2
調 定 額						2,767.2

22.101 646 952
7256 4904 990.01

946 894 608
2 7272 7272 124.11
8672

若松本社

総務部長

社内打合せ

昭和38年11月9日

日吉鉱業所

1 鉱害賠償担保基金分割額承認申請書提出の件

2

3

首標の件に關して本社経理課より12月及3月締切方法の通知がありましたので

下記に別分割額付申請書を提出致します。本社より鹿屋迄へ至急送達をお願い致します。

要記

	第1回(10/31)	第2回(12/31)	第3回(3/31)	計
金代金⑧ 278号分	0	11,000 (2,000)	0	12,000
租 614.	0	130,000	0	130,000
基金租 614.	200,000	1,213,000	1,355,000	2,768,000
計	200,000	1,355,000	1,355,000	2,910,000

現金社印捺印送付(2号課 1号控-98)

提出 - 20
 合算 - 1/4 (税)
 20 - 20 (税) 税

請求書

合算提出承認申請書

受理番号	
受理年月日	

年月日

直前局長宛

申請者
 住所

右記税金控除担保等臨時措置決施行規則第5条第1項。規定により、税金控除額を合算に算入して、下記の通り申請します。

記

1. 税金控除額を合算に算入。金額 768,000円
2. 税金控除額を合算に算入。金額 270,000円
3. 合算に算入する期間 1982年12月1日 - 1983年12月31日
4. 申請理由 当社は、若手労働者のための福利厚生施設を、申請期間中に、建設中です。

備考

1. 同紙。大工に、日本工営建設株式会社。
2. X印。確認。記載。1982年。

提出

請求書 - 60
 提出

合算提出承認申請書

受理番号	
受理年月日	

2049 1/6

直前局長宛

申請者 日本工営建設株式会社
 住所 福岡市南区

右記税金控除担保等臨時措置決施行規則第5条第1項。規定により、税金控除額を合算に算入して、下記の通り申請します。

記

1. 税金控除額を合算に算入。金額 768,000円
2. 税金控除額を合算に算入。金額 270,000円
3. 合算に算入する期間 1982年12月1日 - 1983年12月31日
4. 申請理由 当社は、若手労働者のための福利厚生施設を、申請期間中に、建設中です。

備考

1. 同紙。大工に、日本工営建設株式会社。
2. X印。確認。記載。1982年。

福岡市南区

振込金受取証

貴方は新吉野銀行から振込付致します

今

振込人 へ 金	千	百	拾	万	千	百	拾	円
新								
振込								支店
先	新吉野銀行金普通預金口座							

○ 昭和 年 月 日

取銀銀行名

1. 振込額に振込込み下さい。
2. 通帳用紙は右記支店から通知のついた文書番号別に振込済み下さい。

(備考) 右の欄内に貴方の振込入の上振込金と照して振込証し下さい。必ず振込に振込入願います。
○ 振込の定款年月日は振込金に添いつて振込入下さい。

振込金依頼書

依頼人住所氏名

金	千	百	拾	万	千	百	拾	円
金								
内	現金							
振込	振込							
振込先	新吉野銀行金普通預金口座							
振込先	新吉野銀行金普通預金口座							
振込先	新吉野銀行金普通預金口座							

(取銀店保存用)

基金本部では、振込人に振り込まれた振込金と照して振込証し下さるの一案を振込通知書(正)及び(副)を振込銀行へ振込付下さい。

振込通知書(副)

依頼人住所氏名

金	千	百	拾	万	千	百	拾	円
金								
振込先	新吉野銀行金普通預金口座							

上記の通り振込のましたから振込通知書上げます。

○ 昭和 年 月 日

取銀銀行名

(取銀店保存用)

振込通知書(正)及び(副)を基金本部へ振込付下さい。

振込通知書(正)

依頼人住所氏名

金	千	百	拾	万	千	百	拾	円
金								
振込先	新吉野銀行金普通預金口座							
振込額	新吉野銀行金普通預金口座							
振込日	○ 昭和 年 月 日							

上記の通り振り込まれたから振込通知書上げます。

○ 昭和 年 月 日

取銀銀行名

(基金一用)

一 時 払	
合 計 払 額 回 金	
私営職工4名退職金の計算書	控 12754
前 年 6/4	
前年度又は前年度 以来の退職金のあつ た文書書写	88 66274 8724
同 上 年 月 日	88 8/31
金 額	Y 8724 16,000
	873 138,000
	873 176,000
	581 251,000

10/1 970,000

10/1 971,000

10/1 972,000

下記銀行に於いて、御取扱い致します。 振込
手数料は不要です。

福 田 銀 行	本支店	(改題后 東京支店)
拓 興 銀 行	〃	(〃 福岡支店)
興 和 銀 行	〃	(〃 東京支店)
山 口 銀 行	〃	(〃 東京支店)
神 戸 銀 行	〃	(〃 虎ノ門支店)
東 海 銀 行	〃	(〃 東京支店)
京 南 銀 行	〃	(〃 横浜支店)
三 菱 銀 行	〃	(〃 虎ノ門支店)
三 井 銀 行	〃	(〃 虎ノ門支店)
二 重 銀 行	〃	(〃 虎ノ門支店)
住 友 銀 行	〃	(〃 東京支店)
大 和 銀 行	〃	(〃 東京支店)
廣 土 銀 行	〃	(〃 虎ノ門支店)
瑞 一 銀 行	〃	(〃 虎ノ門支店)
藤 和 銀 行	〃	(〃 本 部)
日本勧業銀行	〃	(〃 虎ノ門支店)
三 和 銀 行	〃	(〃 東京支店)

様式

分 割 納 付 金 額 申 請 書

×監理番号	
×受理年月日	

2011年9月14日

酒 田 商 業 局 長 殿

申請者 共同石炭鉱業株式会社

住 所 秋田県北九州市若松区本町2丁目20-4番地

石炭鉱客船償担保等臨時措置法施行規則附則第2条第3項
の規定により、鉱客船償納付金を分割して納付したいので、
下記の通り申請します。

記

- 1 鉱客船または掘削船の登録番号
船岡船組登録4100号
- 2 鉱客船償納付金の額
1,000,000円
- 3 分割の回数および各回の納付金の額
1回で全納
- 4 分割して納付する時期
2011年10月31日
- 5 申請の理由

当方としては資金繰り上、前納を延期して10月31
日に一括納入致したいと思います。

様式

分額給付承認申請書

×監理番号

×受理年月日

2011年9月14日

福岡県農林局長 殿

申請者 共同石炭鉱業株式会社

住所 福岡県北九州市若狭区本町1丁目40番地

石炭鉱業賠償担保等臨時給付法施行規則附則第5条第2項
の規定により、鉱害賠償給付金を分額して給付したいので、
下記の通り申請します。

記

1 鉱業賠償または鉱坑陥没の登録番号

福岡県登録第1272号

2 鉱害賠償給付金の額

12000円

3 分額の回数および各回の給付金の額

1回で全額

4 分額して給付する時期

2011年9月14日

5 申請の理由

貴方としては資金繰り上、前額を延期して10月11
日に一括納入したいと希望します。

-一括納入

2011年10月11日

様式第 1

分 割 債 立 金 申 請 書

×登記番号	
×受理年月日	

38年9月1日

逓 信 省 長 官 殿

申請者 共同石炭鉱業株式会社

住 所 福岡県北九州市若狭区本町2丁目20番地

石炭鉱業関係担保等臨時増設法施行規則第2条第1項の規定により鉱業関係債立金を分割して積み立てたいので、下記の通り申請します。

記

- 1 鉱業または石炭の登録番号
福岡県第 4 / 1 号
- 2 鉱業関係債立金の額
274,2000 円
- 3 分割の回数および各回の債立金の額
3回に分割 第1回 200,000 円 第2回 40,000 円
第3回 34,2000 円
- 4 分割して積み立てる時期
第1回 38年10月1日
第2回 38年12月1日
第3回 39年 2月1日
- 5 申請の理由
当方としては資金繰上どうしても分割納入の必要
が生じたので申請致します。

北九鉄四十号

昭和三十八年十月十八日

北九州石炭鉱業会

会 員 殿

貸付賠償基金に對する貸付賠償金借入申込に關する説明会

標記の件につきまして互記の通り行われまうので、貸付賠償基金、特に貸付賠償金借入れを希望される機関はぜひ担当者御差遣方をお願い申し上げます。

記

一日 時 十月二十二日午後一時半

場所 福岡通産局第一会議室

説明者 貸付賠償基金九州支部 田原理事

要 旨

去る七月設立を見た貸付賠償基金では、近く賠償資金の貸出しを行うことになりましたが、借入希望機関は申込書を十月末までに提出しなければなりません。融資の対象は本年度は臨業法関係は除かれ自己賠償（打切、自己復旧、買取）手々賠償につき貸出されます。

貸付条件 金利：六分五厘 返済（償還期）三年 担保：

一 必要 但し順位を重複せず。保証人：二

名要。尚、自己資金四〇％以上を有する者に限る。

◎借入申込調査用紙同封致しました。

貸借対当表記載要領

おとぎ組 におとぎ組 は貸付しない額を×
印で抹消すること。

② 「住所」には、会社については、商帳登録簿に記載
された主たる事務所の所在地を記入すること。

③ 「関係先」には、基金の本部が調査を委任する際、
その内容の関与照会するための連絡先について、在京
連絡先がある場合にあってはその連絡先、その他の場
合にあっては基金本部やかに連絡をとることができる
連絡先を記入すること。

④ 「証券収支または証券収支の登録番号」は、申込調査に
記載される証券に係る証券収支または証券収支の登録番号
を記入すること。

⑤ 「借入金額」および「借入金」には、「借入金法
」が区分に従い、借入金借入の一回の借入金およびそ
れについての回次期間の内訳を記入すること。

4. 「その他」には、被担保物件、保証人等の他務と
なるべき事項について記号を記入すること。
貸付金は左記の事項に記入し、取扱期間を記入。

備考1. この申込調書には、当該年度中に完結する見
込がある借付額を添付して、その返済資金の一
部について基金からの借入れを希望するものに
ついて記載するものとする。

2. 「買収」は、被害が発生した方における買
収とし、予定買収を含まないものとする。

3. この申込調書には、越南産業局長の文書に係
る被害認定書を添附すること。(ハチジロ/印)
正しくは、被害認定書である。

(注) 1. 提出先および郵政

(1) 被害賠償基金 ア 郵(郵便局)

(2) 同九州支郵(郵便) / 郵(九州関係のみ)

(3) 同経済産業局(郵便) / 郵

2. 提出期限 〃〇月末日(できるだけ
早急に)

借入申込証書特価物件調査表記載要領

① 総括表

総括表は、明細表の総括量を物件別に集計して作成するものであり、その記載要領は、明細表の記載要領と同じこととする。

② 明細表

この調査明細表は、総合勘簿基盤に借入申告より得る証書物件を対象として記入すること。

- (1) 「物件別」には、総括表の土木、水道、学校等の区分を記入すること。
- (2) 「工事種類別」には、架設役の道路、河川、上水道、都市鉄道、私有家屋等の区分を記入すること。
- (3) 「名称」には、道路については国道○○○の線、県道町道並××××線等、農地については地区名（その地区の小字または大字の名称）、上水道については区中町並○○土水道、学校については区立○○高等学校、市町立××××中学校等のごとく

当該被害物件の名称を記入すること。

(10) 「番号」には、工事種類別に一連番号を記入すること。

(11) 「被害量」には、被害物件の最大被害量 (cm) および被害を回復するために必要な平均傷高 (cm) を記入すること。

(12) 「数量」には、被害数量を記入し、その単位は被害量の表示単位 (道路については 0.00 m、網地については 0.00 / 1000 m² 等) とする。

(13) 「復旧費」には、その被害物件の効用を回復するために必要な金額を適当産業省で定めた被害復旧物件別統一率制表 (昭和 28 年改訂) に基づき算出し記入すること。

(14) 「賠償義務者負担額」には、「賠償方法別」に記入した賠償方法により賠償する場合に賠償義務者が負担すべき一切の費用の額を記入し、賠償復旧によるコストは、かんがい排水施設の維持管理費、野足補償金、戦後金、送電料、別荘会費その他の費用について、その内訳を記入すること。

- (9) 「賠償方法別」には、それぞれの賠償方法について次の表に示す略号を用いて記入すること。

賠償方法	略号
借越償還	借 (今期償還)
貸越償還	貸
金銭打掛賠償	打
毎年賠償	毎
買収	買

- (10) 「備考」には、参考となすべき事項を記入すること。

3 記載注意

- (1) 農業用施設「せり池」は、樋門、揚、排水機等とする。
- (2) 「上水道」および「簡易水道」については、井水、掘得による被害を上水道新設によって代替償還する場合には、その旨をもとの井戸の基数と共に明細表の「備考」に付記すること。

- (3) 「教会」の「数量」には、延床面積(㎡)を記入し、「公用 公共用建物」「私有家屋」および「墓地」の「数量」には戸数または基数および延床面積(㎡)を記入すること。

「学校」「公用 公共用建物」および「家屋等」の「用地」には、建物の床下敷地面積を含む用地の面積(㎡)を「数量」に記入し、その築造工事費用を「償却費」に記入すること。

- (5) 「私有家屋」は、工事単独別にノ外とすること。
- (6) 「その他」には、山林等の船舶転送対象物件以外の物件に係る鉱害について償却費または賠償費を算出して記入し、明細表の「備考」にその内容を付記すること。
- (7) 掘削の崩壊ならびに洪水および寒水の収束等による被害については、各被害物件(工事種掘削)の個に含めて記入し、その旨を明細表の「備考」に付記すること。
- (8) 記入単位未満のものおよび記入金額の十未満の端数については、四捨五入すること。

4. 添付図面

この調査には、次の要領により作成した地表の状況
を添付図面を添付すること。

- (1) 図面は、青焼きまたは印刷とすること。
- (2) 国土院の発行する地形図に使用されている記
号を使用して地上の物件・施設の状態ならびに築地
および築地の敷地境界を含む。)を記入すること。
- (3) 提出図面の縮尺は、原則として500分の1と
するが、既得の図の縮尺(1000分の1、1200分の1、2000
分の1、2500分の1、または3000分の1)
がある場合には、それにより代替することとす可
い。
- (4) 図面には、明細表に記入された地籍物件について、
次の表によりその工事種類を区別して記号によ
て区別して記載し、明細表に記入された工事種類
一連番号と同一の番号および工事種類別を次の表
の欄によって付記すること。

5. 添付図

表へ添付する。

～7～

表1

工 事 種 類 別	色および記号
土 太	褐色の実線
幹 道	緑色の面積
水 路	緑色の実線
農 道	緑色の点線
池田 井堰、橋、排水溝等	暗 緑 色
上 水 道	青色の実線
下 水 道	青色の実線
簡 易 水 道	青色の実線
鉄 道	黒色の実線
学校、公用公共用建物、家屋等	赤 色

※号数等は、その他の色料で完成品を示す（左記）

表2

1 道路	2 排水	3 農道	4 上水道	5 鉄道
---------	---------	---------	----------	---------

(4) 以下の物、次の事項を図面に記載すること。

イ 北の方向を示す線

ロ 校正後原簿（自校正については赤色により、他
校正については、青墨により）を記入すること。

ハ 市町村の行政区域を示す線

(五) 1. 提出先および部数

(1) 総務賠償基金 フ部 送付回数 ノ部

(2) 国九州支部 〃部 (九州関係のみ)

(3) 所轄道庁局 ノ部 送付回数

2. 提出期限 ノ月末日 (できるだけ

早急に)

輸入申告品陪償物件調査明細表

[illegible]

(別紙第1)

借入申込銀寄附償物件調査報告表

物件別	区分			価 格 量		路標式附寄附銀	備 考
	土地	建物	その他	件数	数量		
土	地	田	畑				
	河	池	沼				
	堤	堤	堤				
	堤	堤	堤				
	堤	堤	堤				
	堤	堤	堤				
水	港	港	港				
	港	港	港				
	港	港	港				
	港	港	港				
	港	港	港				
	港	港	港				
建	地	地	地				
	地	地	地				
	地	地	地				
	地	地	地				
	地	地	地				
	地	地	地				
水	上	上	上				
	下	下	下				
	下	下	下				
	下	下	下				
	下	下	下				
	下	下	下				
鉄	道	道	道				
	道	道	道				
	道	道	道				
	道	道	道				
	道	道	道				
	道	道	道				
学	校	校	校				
	校	校	校				
	校	校	校				
	校	校	校				
	校	校	校				
	校	校	校				
公	用	用	用				
	用	用	用				
	用	用	用				
	用	用	用				
	用	用	用				
	用	用	用				
家	屋	屋	屋				
	屋	屋	屋				
	屋	屋	屋				
	屋	屋	屋				
	屋	屋	屋				
	屋	屋	屋				
合 計							

(昭和 年度) 被害賠償基金借入申込調査書

名称	年度			貸	借
被災 被害 被害 被害	氏名または名称			連絡 先	役職 氏名
	住所			連絡 先	住所
県	名称				
	所在地				
	被害状況または被害額の 概略				
市	被害状況の概要(住所、被害 被害の被害)または被害額の概略				
借入希望金額					
賠償 の内 容	被害賠償工事種類別 物件被害別被害額	賠償方法			
	賠償方法	賠償金額	賠償期間		
	自己負担額		第一期	第二期	第三期
	全額打ち合わせ				
	自己負担額				
自己負担見込額					
その他					
上記のとおり被害賠償基金借入申込調査書を提出いたします。					
昭和 年 月 日					
被災所在地 及 被害 被害賠償基金氏名					
東京都千代田区内幸町一丁目二十番地 (日本生命会館)					
被害賠償基金					
理事長 天田光一殿					

No.

昭和 年 月 日

福岡県産物部検査所

共同石炭製業株式会社

日吉鉱業所

10.25 所産 尾子 精用選別品へ 送答分別検査記録の2
 今般の調査にて5月5日
 10.28 同) 所産 尾子 精用選別品へ (略) 送答
 送答分別検査記録の2



通 知 書

昭和 25 年 〇 月 〇 日
昭和 25 年 〇 月 〇 日

株式会社 殿

東京都千代田区西幸町 2-2-20 (日比谷会館 2 階)

館 害 賠 償 基 金

理事長 天 日 光 一

館害賠償供託金の移管について

貴社(殿)の献金法(昭和25年法律第290号)第117条第1項の規定により供託されていた金銭(金銭に代えて供託されていた国債ならびに献金法施行法(昭和25年法律第290号)第37条の規定により同項の規定により供託されたものとみなされた金銭および国債を含む)および利息については、石炭鉱害賠償担保等臨時措置法(昭和39年法律第97号)附則第10条第1項の規定により昭和 〇 年 〇 月 〇 日付けをもって当基金が取りもとし、以後、同法附則第10条第4項の規定により当基金が管理することとなりましたので、別紙預り証を送付します。これにより、従来の供託書は無効となりましたので、御了承下さい。なお、預り証について御照会される場合には、この預り証の記号および番号を必ず付記して下さい。



鉱害賠償積立金預り証

証書番号 第 77 号

昭和 27 年 11 月 1 日

東京石炭鉱業株式会社 殿

鉱害賠償基金

理事長 天 日 光

石炭鉱害賠償担保等臨時措置法第4条第1項の規定により、
下記の金額の鉱害賠償積立金を受理しました。

記

Y

(昭和 27 年 11 月 1 日 14)

日付

証書番号または前記証書の登録番号	第 77 号
石炭鉱害賠償担保等臨時措置法施行規則第 12 条の規定により、通知を受けた金額に及び当該通知に添付書類	金額 Y 2, 777, 777 円
積立金累計額	Y 2, 777, 777 円

契

2-227

被害賠償預託金預り証

桐原硬材株式会社

殿

38記基預第2,500円

昭和38年9月26日

被害賠償基金

理事長 天日光

石炭鉱害賠償担保等臨時措置法附則第10条第1項の規定により、下記の金額の供託金およびその利息を取りもとし、同条第4項の規定により管理します。

記

供託金	¥ 2,500
利息	¥ -

◇

供託金受取	昭和38年
供託番号	11 11 11

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49

第1号	第2号	第3号	第4号	第5号	第6号	第7号	第8号	第9号	第10号	第11号	第12号	第13号	第14号	第15号	第16号	第17号	第18号	第19号	第20号
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------



通 知 書

第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号、第11号、第12号、第13号、第14号、第15号、第16号、第17号、第18号、第19号、第20号

株式会社 一般

東京都千代田区千代田20（日本橋区20）

銀 行 預 金 基 金

理事長 天 日 光 一

銀行預金移管について

貴社(般)の銀業法(昭和25年法律第290号)第117条第1項の規定により供託されていた金銭(金銭に代えて供託されていた国債ならびに銀業法施行法(昭和25年法律第290号)第37条の規定により同項の規定により供託されたものとみなされた金銭および国債を含む)および利息については、石炭鉱業賠償担保等臨時措置法(昭和38年法律第97号)附則第10条第1項の規定により昭和38年4月1日付けをもって当基金が取りもとし、以後、同法附則第10条第4項の規定により当基金が管理することとしたので、引換預り証を送付します。これにより、従来の供託書は無効となりましたので、御了承下さい。なお、預り証について御届会される場合には、この預り証の記号および番号を必ず付記して下さい。



契



録書賠償預託金預り証

大同硬券株式会社

38年基額第2,500号
昭和38年7月26日

殿

録書賠償基金

理事長 天日光

石炭録書賠償担保等臨時措置法附則第10条第1項の規定により、下記の金額の預託金およびその利息を取りもとし、同条第4項の規定により管理します。

記

預託金	¥ 26,000
利息	¥ -

○

換証年度	昭和38年度
引当金	¥ 26,000



銘記
其印

三和國中工藝課製

中華民國二十九年

九月一日

第一號

三和國中

第一號

中華民國二十九年九月一日

第一號

第一號

第一號

第一號

第一號

第一號

第一號

第一號



⑤ 593/ 銀貨使用事業団 基金部 橋本氏建路
(4199)

39/5/28 記入

1970年秋満洲に93億円の
権利移転 (橋本氏に2億2000万)
39.2.30附 国庫金移転通知

銀貨
信託金 260
681535 24
30 60
54
348?

橋本氏	移転	(39)
1970年 5000万 → 85億(20)	33,000	} 198,000
12/28 (39)	12,000	
1970年 12/28 (39)	25,000	} 198,000
12/28 (39)	29,000	

(橋本の移転)

12/1日

- ① 信託金が信託元移転 (12/1日付) 12/1日付 12/1日付 12/1日付
- ② 信託金が満洲に20億 信託元の前漢は信託元減少に
12/1日付 12/1日付 12/1日付 12/1日付

(12/1日付 12/1日付 12/1日付 12/1日付)



証書 証金積立金預り証

証金積立第 282 号
昭和 28 年 2 月 27 日

大同生命保険株式会社 殿

証金積立金

理事長 天日光

石炭証金積立担保等臨時措置法第 4 条第 1 項の規定により、
下記の金額の証金積立金を受理しました。

記

¥ 625,000-

(昭和 28 年 2 月 27 日現在、分限額 100)

証金積立または証金積立の付添番号

石炭証金積立担保等臨時措置
法施行規則第 25 条の規定によ
り、証明を受けた金額および
当該証明に係る番号

積立金累計額 ¥

150,000 号
¥ 625,000-
150,000 号



鉱害賠償積立金預り証

平成 27 年 第 27 / 号
昭和 27 年 11 月 11 日

宝塚市立宝塚市役所 殿

鉱害賠償基金

理事長 天 日 光 一

石炭鉱害賠償担保等臨時措置法第 4 条第 1 項の規定により、
下記の金額の鉱害賠償積立金を受領しました。

記

¥ 1,155,000.-

(昭和 27 年度分 1 分第 27 号)

鉱害積立金は鉱害賠償の登録番号

77244608 号

石炭鉱害賠償担保等臨時措置
法施行規則第 2 条の規定によ
り、所収を受けた金額および
当該積立金の番号

番 号

号

金 額

¥ 1,155,000.-

積 立 金 計 額

¥ 1,155,000.-

16 563 26 -
17 " 34 -
20 " 506 -
(22 " 364 -
22 " 352 -
23 " 419 -
25 " 498 -
2199 -



内山 技 官

37経産部カ295号

昭和37年3月3日

炭 鉱 鑑 査 推 査 殿

福岡炭産局長



鉱害賠償設立金（昭和37年度以降）の算定
資料作成要領について（通知）

算定について別紙要領により実施することとしたので通知します。
なお本算定資料は市街処理の都合により毎年度4月20日までに
当路に提出して下さい。

	概算額	正誤	補正金	合計
38年度	5535. $\frac{1}{2}$	2762.	2762.000	2762.000
39-	6038. $\frac{1}{2}$	3019	251.000	2019.000
40-	7116 $\frac{1}{2}$	3447	529.000	
	6657	3429	310.000	3329.000

納付金 37.2 29 市税 納付 基金 納入 付託金 834
27年度 414号 417号 32 323.674-
38年度 (18号 1272号 6648 12.000) 12.2.000- 5250694-
12300 614 130.000 2910.000
38年度 2762.-
39" 251.-
40- (4140) 310.- 3329.- 3354674-
2361.022.-

鉅害賠償積立金(昭和39年度以降)
の算定資料作成要領

(昭和39年3月3日 総務省消防庁長官府令)

石炭鉱害賠償積立金臨時措置法施行規則オ2ノ系オノ項に規定する様記資料は、原則として法オ系オノ項およびオノ項の規定により通商産業大臣が定めた昭和39年7月5日付「被害賠償積立金算定基準」および昭和39年7月10日付「法施行規則オ2ノ系および被害賠償積立金算定基準の運用について」の公安局長通達による外下記により作成すること。

記

1. 坑内図

- (1) 坑内進展図は法施行の日(昭和39年7月10日)から当該年度開始前(毎年3月末日)までに採掘した実績を記入すること。但し、2日分および3月分については、予想範囲によることである。
- (2) 予想坑内進展図は当該年度開始後(毎年4月1日から翌年3月末日まで)の採掘予定分を記入すること。
- (3) 坑内進展図および予想坑内進展図については、夫々の年度を記入すること。

2. 坑外図(地表の状況を示す図面)

物件番号の記入は、同一炭鉱においては原則として昭和39年度と同一とし、当該年度開始後(昭和39年度以降)の追加被害物件については追加番号(数値の鉱害賠償積立金の物件も含め)同物件については、被害物件または予想被害物件と同一の番号を行い、斜線により区分すること)を記入すること。

3. 地下等高線図

- (1) 地下等高線は、坑内進展図と予想坑内進展図に記載した採掘実績と採掘予定分との合計量をもとて計算すること。
- (2) 坑内図または坑外図と同一縮尺の地下等高線図を作成(原則としてトレーシングペーパーを用いるものとするが、判明し易い場合は坑内図または坑外図に記入してもよい)すること。
- (3) 地下等高線は、鉅害線から最大光下線までの距離を最大光下線がノルメットのときは5等分、最大光下線がノルメット以上のときは7等分以上記入すること。
- (4) 同一炭鉱における隣接地区の採掘(採掘予定を含む)による競合光下が発生するとき、または東部採掘による競合光下が発生するときは、合衆式地下等高線図を作成すること。

46 被害賠償費用算出概略表および説明細表

(1) 沈下量、被害量および積立金額は、法施行の日（昭和38年
4月1日）から当該年度開始までに発生した被害および当該
年度に発生することが予想される被害との合計沈下量、合計被
害量および合計積立金額を記入すること。
地区単位で計る場合は地区単位を計ること

(2) 被害量の算定は原則として当該年度の「被害復旧物件別統一
単価表」により算出すること。

但し、特別の単価を適用する場合は個別に単価の算出基礎を明
示した書類を添付すること。

復旧物件別単価の適用

(3) 沈下量が少ない地域内に存する物件の積立金の算定は別途「沈
下量僅少地区に存する被害物件の被害賠償積立金算定における
特別単価について」によることとする。

47 被害賠償費用算出概略表および説明細表は、次のこと。
（物件番号は欠号とする）

(1) 家屋の明細表は1戸毎に作成すること。

(2) 地区別に作成すること。

(3) 被害賠償費用算出概略表および説明細表の上欄に該当年度を
記入すること。

48 被害賠償費用算出概略表および説明細表

被害賠償費用算出概略表等については、別添「昭和 年度被害
賠償費用算出物件等明細表（別添表の各分表の計表および分
表の合計表）」を作成し、当該年度の積立金算定から控除する
と共に下記の賠償したことを証する書類を添付すること。

(1) 金銭打替賠償の物件については、打切登録書の写。

(2) 寄附金による復旧物件については復旧事業団の被害復旧証明書

(3) 自己復旧物件については第三者に貸与することができる契約
書（例えば不買合意書等）の写。

49 出災実績および出災計画表

下記の出災実績および出災計画表を作成すること。

出災実績および計画表

地区番号	被害者名	被害状況			備 考
		前年度分	当年度分	計	
地区番号	被害者名	子分出災数	実績出災数	予約出災数	
		(1)	(2)	(3)	
計					

以下

別添

沈下量減少地区に存する被害物件の鑑定
賠償額立金算定における特例事項について

標記について沈下量が10cm未満で浸水被害が発生しない所謂
高台帯に存する家屋および家屋については、本年附表によって被害
賠償額を算定することが出来るものとする。

(1) 家屋について（ノ号工事の例外工事）

沈下量	工 法	/100㎡当り物価（円）
0～5cm未満	盛土、均し	△ 000
5cm以上10cm未満	一部軟土掘替 一部軟土削内	12 000

(注) 一工事の耕地面積の復旧費が10万円未満の場合は、
復旧費の1/2に相当する金額を算立金として計上する
ものとする。

(2) 家屋について

（先般等工事および築基工事を除くその他補修工事相当工事）

/㎡当り単価（円）

沈下量	瓦 葺			廣 葺			その他葺		
	上壁	中	下	上	中	下	上	中	下
0～5cm未満	109	165	184	107	163	181	176	182	191
5cm以上 10cm未満	275	243	226	271	240	222	257	225	208

(注) 本年表を使用するときは、復旧費の1/2に相当する金額を
算立金として計上するものとする。
（仮称の品目記号）

庭の費
農地 103円42
上水道 609円
下 103円
その他
立井施設 10
飲用 528
道路 952.55円+220
市街施設—103円以上
堤防 153円+220
公営2次動 103円+220
貯留 103円
学校（幼稚園）103円以上
（学）1539

コタ議員兼オ276号

昭和37年3月3日

炭鉱 鑑査 進者 殿

福岡産商生業局長

昭和37年度以降の鑑査総償還立金の分割

積立て承認申請について (通知)

石炭鑑査総償還法等臨時措置法施行規則オ3系オノの規定による
積込について、今後下記により実施することとしたので通知しま
す

記 (10日以内とす)

- (1) 分割積立承認申請書の提出期限は毎年度 6月/5日までとし、
期限後のものは分割を承認しない。
(2) 分割積立ての回数は年々回以内とし、各回の積立金額はおおむ
ね均等割とする

但し各回の積立金額に千円未満の端数をつけないようオノ/百円
またはオノ百円で調整すること。

- (3) 分割積立ての期限は次のとおりとする

オノ/百円	毎年	6月末日
オ2百円	〃	7月末日
オ3百円	〃	12月末日
オ4百円	翌年	3月末日

37年初
金額百円
$$\begin{array}{r} 6,022^{*1} \\ - 2,765^{*2} (374900) \\ \hline = 3,257^{*3} \end{array}$$

以 上

昭和 44 年 6 月 27 日

〒 700 0000 岡山県 岡山市 北区 1-1-1

石炭鉱業株式会社 岡山支店

福岡通商産業局長

福岡通商産業局

昭和 44 年度分鉱害賠償積立金の分割積立てについて

石炭鉱業賠償法第 3 条第 1 項の規定による繰上分割積立申請は下記の通り手続する。

記

(日 付 表紙分)

分割積立の 内訳	申請番号	分割積立 日付	分割積立 金額	分割積立 金額	分割積立 金額	分割積立 金額	分割積立 金額
第 1 回 昭和 44 年 6 月 30 日	1	1,222,222					
第 2 回 昭和 44 年 9 月 30 日	2	1,000,000					
第 3 回 昭和 44 年 12 月 31 日	3	1,000,000					
第 4 回 昭和 44 年 3 月 31 日	4	1,222,222					
積立金算出総額		4,444,444					

(注意) 各分割積立の金額は、各分割積立金額の積立てをしないときは、当該分割積立の金額を繰上分割積立として取り扱うものとす。

福岡 256 町地区 (目黒 炭鉱)

昭 和 41 年 5 月 31 日

報告者 福岡石炭炭業株式会社

昭 和 41 年 5 月 31 日

専任役員 専任役員 専任役員

福岡 256 町地区 専任役員

昭和 41 年度分鉱害賠償立金の算定通知

石炭鉱害賠償担保等臨時措置法第 4 条第 1 項の規定に基づき上記地区に対する標記積立金を
下記の通り算定したから同法施行規則第 2 条第 1 項の規定により通知する。

記

(単位千円)

区分	昭和 38 年 7 月 1 日以前本年度まで			昭和 38 年度以前年度 以後までの積立金 算定額 (円)	本年を算定する べき額 (円)	備 考
	敷 地	炭業(炭鉱)権者(炭鉱) 積立 内 容 (第 6)	積立 内 容 (第 6)			
土 木	117	404	222			
農 地 等	4,667	1,443	721			
水 道	-	-	-			
鉄 道	-	-	-			
学 校	-	-	-			
公用, 公共用建物	-	-	-			
家 屋 等	2,450	3,551	1,775			
そ の 他	-	-	-			
計	12,264	5,428	2,719	0	2,719	

【注】 (1) 本表の金額は昭和 41 年 5 月 31 日現在、同表に基き算定したものである。 (2) 本表の金額は昭和 41 年 5 月 31 日現在、同表に基き算定したものである。

取 扱 上 全 部 取 扱 申 請 町

処理番号	
発注年月日	

昭和47年5月22日

福岡県道政課

沖 田 守 郎

申 請 者 福岡市建設局建設部建設課

東門2区 宮 川 堤 堤

住 所 福岡県福岡市東門2区

右欄事項関係如何等臨時施設法第6条第1項（第2項、
第3項）の規定により取扱いを認めついて料金を徴した
ので下記のとおり取扱いします

別

1. 敷地面または地畵地の面積

臨時施設面積 467.4号

2. 積み立てている土砂の体積

なし

3. 取扱いとする土砂の体積

3,327 ㎡ $\times$ 205.2 ㎡ = 6,277 ㎡

4. 取扱いの基礎

新設、石炭灰管杭型型枠等臨時施設法第27条

取扱いの取扱いによる取扱い料

5. 申請の理由

(1) 打削面を打つため

敷地面または地畵地の面積

敷地面

（1）予定区域の減少により取扱い料の減少

昭和47年5月22日臨時施設法第27条、臨時施設法第27条
の新設区域を指定したため、昭和47年5月以降は新設区
へ取扱いを移行す。 かくして取扱い料を減したため臨時
施設法の取扱い料の減少より取扱い料を減した。

取 扱 上

昭和67年4月 日

新書館信託基金同奉答 別

申 請 者 共済石炭鉱業株式会社
代表取締役 人 久 末 実 利
住 所 東京都中央区本町二丁目4番4号

新書館信託基金会社の取に係る
金庫の設置の依頼について

貴物置庫立地の取りもどしについて、前記新書館信託基金会社
に請求書のとおりお送りしますが、貴物置庫を他方に所
貸することなく、貴物置庫においてこれを下記の新書館信託基金
として、保管して下さるようお願い申し上げます。

記

1. 取りもどし依頼の理由通知を受けた新書館又は信託庫の
記録がなされ取りもどすことのできる金庫
(1) 新書館又は信託庫の登録番号
福岡県信託局登録第479号
(2) 取りもどすことのできる金庫
1,277,000円
2. 保管して下さる新書館信託基金の口座、新書館又は信託
庫の取扱い等および金庫
(1) 保管して下さる新書館信託基金の口座
別添第1号
(2) 新書館および信託庫の登録番号
福岡県信託局登録 第755号
(3) 信託庫の新書館信託基金として積み立てるべき金額
別添第2号 1,277,000円
(4) 別添第3号 1,277,000円

登錄證號
登錄年月日

蘇東坡撰撰其地於此則其

昭和十一年五月 日

貳拾陸

新 京 省 一 國 和 製 品 總 經 銷 社

石炭被害賠償損害事臨時調査会第4次報告書の
見解により、下記の通り被害総額相立金の取扱
しを請求します。

分限独立申請書

紙組番号

2227月日

昭和41年6月15日

南隣紙組理事長 殿

申請者 福岡石炭製炭株式会社
代表取締役 大友次兵衛
住 所 北九州市若狭区本町2丁目206

石炭製炭用炭種等臨時増設使用規則第5条第1項の規定によ
り炭種増設独立会を組織して独立をためて下記の通り申請します。

記

1. 炭種増または炭種増の登録番号
増設登録第755号
2. 炭種独立会の額

271,800.0円

3. 分限の払戻および各限の独立金の額

第1限	1,277,000.0円 (増設登録614号の 増設より戻し金の払戻)
第2限	3,000,000.0円
第3限	3,000,000.0円
第4限	442,000.0円

4. 分限して独立する時期

第1限	41年6月30日
第2限	41年9月30日
第3限	41年12月31日
第4限	42年3月31日

5. 申請の提出

当社長 佐藤 伸

石炭貯蔵し青一社(河原庄)

4/7/28

分割積立承認申請書

整理番号	
受理年月日	

昭和57年6月15日

通商産業局長 殿

申請者 共同石炭貯蔵株式会社

住所 北九州市若松区本町2丁目206

石炭貯蔵賠償担保等臨時措置法施行規則第3条

第1項の規定により貯蔵賠償積立金を分割して

積立てたいので下記の通り申請します

記

1. 貯蔵権または引取権の登録番号

福登第753号

2. 貯蔵積立金の額

271,5000 円

3. 分割の回数および各回の積立金の概

回数	第1回	第2回	第3回	第4回
積立金	1,272,000 円	500,000 円	500,000 円	443,000 円

(福登第419号の
積立とり戻しの割増)

4. 分割して積立てる期間

期	第1回	第2回	第3回	第4回
期日	57年6月30日	57年9月30日	57年12月31日	58年3月31日

5. 申請の理由

当社資金繰り上

添付書類 昭和三十九年 昭和三十九年 昭和三十九年

添付書類 昭和三十九年 昭和三十九年 昭和三十九年

加賀市 加賀市 加賀市

加賀市 加賀市 加賀市

加賀市 加賀市 加賀市

昭和 年 月 日付申請に係る上記地区に対する取りもとし金額について、石炭鉱害
賠償担保等取付措置法第6条第 項の規定により下記の通り算定したので同法施行規則第14
条第3項の規定により通知する。

物件種類	区画	昭和三十九年 昭和三十九年 昭和三十九年	昭和三十九年 昭和三十九年 昭和三十九年			昭和三十九年 昭和三十九年 昭和三十九年	昭和三十九年 昭和三十九年 昭和三十九年
			昭和三十九年 昭和三十九年 昭和三十九年	昭和三十九年 昭和三十九年 昭和三十九年	昭和三十九年 昭和三十九年 昭和三十九年	昭和三十九年 昭和三十九年 昭和三十九年	昭和三十九年 昭和三十九年 昭和三十九年
主 木							
農 地 等							
水 道							
鉄 道							
学 校							
公用、公共用建物							
家 屋 等							
さ の 他							
計							

取戻し金額算定申請書

整理番号	
受理年月日	

昭和41年5月 日

福岡通産局長
神田 守 殿

申請者 共同石炭鉱業株式会社吉富鉱山所
鉱山代理人 吉 川 茂 明
住 所 福岡県基山郡基山町大字才田

石炭鉱害賠償担保等臨時措置法第4条第1項（第2項、第3項）の規定により取戻し金額について算定を受けた
いので下記の通り申請します

記

1. 鉱業権または鉱鉱権の登録番号
福岡県鉱業権登録 第414号
2. 積み立てている鉱害賠償積立金の現額
なし
3. 取戻そうとする鉱害賠償積立金の額
 $3,729 \text{ 千円} - 2,052 \text{ 千円} = 1,677 \text{ 千円}$
4. 算定の基礎
別紙、石炭鉱害賠償担保等臨時措置法施行規則第21条
第3項の規定による報告書の通り
5. 申請の理由
(1) 打切補償を行った為

別紙 { 鉱害賠償担保の減物件等明細表 } を添付しているので御
照のこと

何 予定採掘区域の減少により鉱害量減少の為
昭和40年5月2日当該鉱区域に連続し、租登第755号
の新鉱区域を設定したる為、昭和40年8月以降は新区域
へ採掘を移行す。 かように採掘を変更したる為当該
鉱区域の採掘は当初の計画より増減す。

以 上



山事英商 第 号
昭和 年 月 日



海軍省軍務局式金部吉田事務所
所長代 山 岡 久 幸 家

三井物産株式会社吉田事務所

所長 山 岡 久 幸 家

昭和 年 月 日

3月3日付貴状を以つて御座る御返の件、下記の通り
御通知申し上げます。

記

1.昭和 年 月 日 現在

北支那賠償基金元金合計	1,384,222
日清賠償基金元金合計	1,938,406
内訳 補正第41号分	1,777,132
" 687号分	1,507,274

2.昭和 年 月 日 現在

北支那賠償基金元金合計	1,623,116
日清賠償基金元金合計	2,083,873
内訳 補正第41号分	1,899,799
" 687号分	1,943,076

3.昭和 年 月 日 現在

北 支 那 分	746,834
日 清 分	1,053,269
内訳 補正第41号分	1,319,417
" 687号分	1,33,852

以 上

は分文書
三井物産
→ 山岡事務所
付付
元金 1,422,022
利息 119,060
合 1,541,082
(1,541,082 円)

三井物産株式会社
山 岡 久 幸 家



昭和 年 月 日

専任 監事 山崎 久幸

山崎 久幸 専任

昭和 年 月 日

共済石炭鉱業株式会社 山崎 久幸
所長代 山崎 久幸 國三井鉱山株式会社 山崎 久幸
所長 山崎 久幸 國

鉱務賠償立金について

3月3日付貴状を以て御申越の原記の件、下記の通り御通知申し上げます。

記

1.昭和 年 3月 3日現在

辻 鉱 業 分	1,544,292
日吉 鉱 業 分	1,938,064
内訳 損益第4/4号分	1,737,132
× 427号分	1,809,226

2.昭和 年 3月 3日現在

辻 鉱 業 分	1,623,116
日吉 鉱 業 分	2,083,573
内訳 損益第4/4号分	1,289,799
× 627号分	1,943,076

3.昭和 年 度中の利息額

辻 鉱 業 分	74,482
日 吉 鉱 業 分	1,433,269
内訳 損益第4/4号分	1,319,417
× 427号分	1,358,52

以 上

三井鉱山株式会社
山崎 久幸 國

貯蓄増殖金について
 (山形証券296号)
 昭和41年5月10日 山形証券にて建簿

1. 昭和40年3月31日現在

上杉米貯蓄増殖金元割合計	15,464.292	●
日吉米貯蓄増殖金元割合計	19,380.606	○
内訳 昭和証券614号	17,571.382	
687	1,809.224	

2. 昭和41年3月31日現在

上	元割合計	16,231.116	●
日吉	"	20,835.875	○
内訳	614	18,890.299	
687		1,945.076	

3. 昭和40年度中の利息額

上	766.824	●
日吉	1,455.269	○
内訳	614	1,318.417
687	135.852	

(再発)

共

昭和41年5月5日

三井鉱山 山野事務所

所長 野口博智 殿

共同石油鉱業株式会社
日吉鉱業所

所長(代)山崎久彦

鉱害賠償積立金の件

前標の件に關して貴に御通知の方を預いたを昭和41年
3月8日付文書にて提出致してありましたが、当方國稅
方調査の際に要でありますので、毎年の例の如く下記
により御呈送賜りますようお願い致します。

書乙

【積立種別】 当社(租受第614号)分 (租受第687号)分
は、鉱害(積立積算所)費

引込について

- 1 昭和40年3月31日現在 積立金合計額
- 2 * 41年3月31日 " "
- 3 * 40年度中の利息額
- 4 貴社引込添徴徴収利息税額(昭和40年度中に於ける)

以上

共同石油鉱業株式会社日吉鉱業所

福岡県糟屋郡糟屋町日吉
電話 六四 一五 四四 四二〇五

昭和 π /年 β 月 δ 日

三井鉱山 山野事務所
所長 野口 博 智殿

共同石炭鉱業株式会社

日 吉 鉱 業 所

所長(代) 山崎久孝



鉱害賠償債権立上の件

貴社の件に関して国税庁調査の照会に付、毎年の利
の毎く、下記により御連絡賜りますようお願い致します。

記

- | | |
|--|--------------------|
| 1. 昭和 π 0年 β 月 δ /日現在 | 鉱害賠償債権立上元利合計額 |
| 2. 昭和 π /年 β 月 δ /日 | " |
| 3. 昭和 π 0年度中の利息額 | |
| 4. 貴社が法源炭礦収利比率額 | (π 0年度中に於ける%) |

製 上

益富殖産補正全額書

白鳥益富殖

一、積立先 三井鉱山 山野事務所

一、金額

積立先	金額	毎月積立	期	間
租界6143	13,622,000	2,000,000	34.1~39.9	100,000
687	1,529,000	3,000,000	35.1~39.1	10,000

一、積立一覧表

年次	元金	利息	合計	備考
33年	6,000,000	9,207	6,009,207	
34	2,500,000	138,130	2,638,130	
35	2,550,000	34,106	2,584,106	
36	2,760,000	55,000	2,815,000	
37	2,760,000	55,000	2,815,000	
38	2,760,000	55,000	2,815,000	
39	1,121,000	13,070	1,134,070	
	15,151,000	2,239,666	17,390,666	

一、利息 年利7.83%7元換算(組員手換算)

39年12月31日現在 利息累計額 17,390,666

11 X 100 17,390,666 / 7.83 = 2,221,000

DIRECT COPY SYSTEMS

41.2.31 1423.850 20.800.956
 42. " 1513.820 22.342.506
 43. " 1606.697 23.889.223
 44. " 1760.005 25.057.228

昭和 40 年 10 月 25 日

福岡県豊前郡豊前町十津

共同石灰炭業株式会社

日吉監査所

鉱害賠償積立金調査

(I) 三井鉱山 山形事務所へ提出分

40年3月31日現在 614号積立 17571382 } 合計
 687 " 1807224 } 19380.606

40年9月30日現在試算

$19380.606 \times 0.737 = 1423.850$ 年利 (20.800.956)?

$1423.850 \times \frac{1}{2} = 711.925$ 年利

$19380.606 + 711.925 = 20.092.531$ 9月30日現在試算

上記 鉱害賠償積立金積立 簿紙 (3月31日) 14723.028円

(2) 鉱害賠償基金積立

37年度分 積立金 377765円

借入金 2,197円
 利息 10,126円
 合計 490,088円

38年度分 2910,000円
 39 " 251,000円
 40 " 310,000円

合計 3861,088円 (40年度末現在合計)

19.2.31 现在 (迁新居时)

14,723.028. —

利率 利息

6月27日7月1日

元	利	元
41.1.31 15,336.458	766.824	16,103.312

41.5.31	"	16,224.32	16,358.920
			(61.7055 利息)

元 利 利息 月利

$15,336.458 \times 0.05 = 766.824 \frac{元}{月} \times \frac{1}{2} = 63.902.00$

$63.902 \times 24月 = 127.804 \frac{元}{月} (24月742)$

$16,103.312 + 127.804 = 16,231.116 \dots 41.3.31$ 元利(总计)

$16,231.116 + \dots = 16,358.920 \dots 41.5.31$ "

銳音精集交步註通

[illegible]

1. 鑽石仙宮的題詞

這右空里裡田=半方，平定六子對創全錄

材料		单位		单价		数量		金额	
材料	单位	数量	单价	数量	单价	数量	单价	数量	单价
煤	吨	2,200	1.10	2,400	1.10	2,600	1.10	2,800	1.10
土	方	10,000	0.10	11,000	0.10	12,000	0.10	13,000	0.10
石	方	5,000	0.20	5,500	0.20	6,000	0.20	6,500	0.20
砂	方	8,000	0.05	8,800	0.05	9,600	0.05	10,400	0.05
水泥	吨	1,000	1.50	1,100	1.50	1,200	1.50	1,300	1.50
钢筋	吨	200	2.00	220	2.00	240	2.00	260	2.00
木材	方	3,000	0.30	3,300	0.30	3,600	0.30	3,900	0.30
合计		20,000		21,000		22,000		23,000	
可	方	10,000		11,000		12,000		13,000	
砂	方	8,000		8,800		9,600		10,400	

[illegible]

2. 磷含量 (%) (測定)

海丰县 1.0%, 陆丰县 2.4%, 河源县 1.2%

5. 毒替地行毒

初生時 87.87% 87%
22.13% 10%

鉨業法第117条の規定による供託金の状況

(12) 昭和41年10号の供託金 5/92/月は除く

614 初值之估減即 $\boxed{43.7.30}$
 $0.2.2.12 \rightarrow$ 初值事件之移托 (23次)

42.68.

福和豐第1278号				借記 (43,2,2185)		貸記		福和豐第614號			
摘要	日期	金額	科目	摘要	金額	摘要	金額	摘要	日期	金額	科目
3000元	38.9.18	23,000	38	2545(利)	3360	3000元	38.9.18	23,000	38	3000元	38
2592		27,988	31	2592(利)	2592	2592		27,988	31	2592	31
2592		28,000	32	28,000	28,000	28,000		28,000	32	28,000	32
11128		47,000	36	47,000	47,000	47,000		47,000	36	47,000	36
20198		62,000	37	62,000	62,000	62,000		62,000	37	62,000	37
1808		25,000	38	25,000	25,000	25,000		25,000	38	25,000	38
1808		25,000	39	25,000	25,000	25,000		25,000	39	25,000	39
1808		25,000	40	25,000	25,000	25,000		25,000	40	25,000	40
1808		25,000	41	25,000	25,000	25,000		25,000	41	25,000	41
1808		25,000	42	25,000	25,000	25,000		25,000	42	25,000	42
1808		25,000	43	25,000	25,000	25,000		25,000	43	25,000	43
1808		25,000	44	25,000	25,000	25,000		25,000	44	25,000	44
1808		25,000	45	25,000	25,000	25,000		25,000	45	25,000	45
1808		25,000	46	25,000	25,000	25,000		25,000	46	25,000	46
1808		25,000	47	25,000	25,000	25,000		25,000	47	25,000	47
1808		25,000	48	25,000	25,000	25,000		25,000	48	25,000	48
1808		25,000	49	25,000	25,000	25,000		25,000	49	25,000	49
1808		25,000	50	25,000	25,000	25,000		25,000	50	25,000	50
1808		25,000	51	25,000	25,000	25,000		25,000	51	25,000	51
1808		25,000	52	25,000	25,000	25,000		25,000	52	25,000	52
1808		25,000	53	25,000	25,000	25,000		25,000	53	25,000	53
1808		25,000	54	25,000	25,000	25,000		25,000	54	25,000	54
1808		25,000	55	25,000	25,000	25,000		25,000	55	25,000	55
1808		25,000	56	25,000	25,000	25,000		25,000	56	25,000	56
1808		25,000	57	25,000	25,000	25,000		25,000	57	25,000	57
1808		25,000	58	25,000	25,000	25,000		25,000	58	25,000	58
1808		25,000	59	25,000	25,000	25,000		25,000	59	25,000	59
1808		25,000	60	25,000	25,000	25,000		25,000	60	25,000	60
1808		25,000	61	25,000	25,000	25,000		25,000	61	25,000	61
1808		25,000	62	25,000	25,000	25,000		25,000	62	25,000	62
1808		25,000	63	25,000	25,000	25,000		25,000	63	25,000	63
1808		25,000	64	25,000	25,000	25,000		25,000	64	25,000	64
1808		25,000	65	25,000	25,000	25,000		25,000	65	25,000	65
1808		25,000	66	25,000	25,000	25,000		25,000	66	25,000	66
1808		25,000	67	25,000	25,000	25,000		25,000	67	25,000	67
1808		25,000	68	25,000	25,000	25,000		25,000	68	25,000	68
1808		25,000	69	25,000	25,000	25,000		25,000	69	25,000	69
1808		25,000	70	25,000	25,000	25,000		25,000	70	25,000	70
1808		25,000	71	25,000	25,000	25,000		25,000	71	25,000	71
1808		25,000	72	25,000	25,000	25,000		25,000	72	25,000	72
1808		25,000	73	25,000	25,000	25,000		25,000	73	25,000	73
1808		25,000	74	25,000	25,000	25,000		25,000	74	25,000	74
1808		25,000	75	25,000	25,000	25,000		25,000	75	25,000	75
1808		25,000	76	25,000	25,000	25,000		25,000	76	25,000	76
1808		25,000	77	25,000	25,000	25,000		25,000	77	25,000	77
1808		25,000	78	25,000	25,000	25,000		25,000	78	25,000	78
1808		25,000	79	25,000	25,000	25,000		25,000	79	25,000	79
1808		25,000	80	25,000	25,000	25,000		25,000	80	25,000	80
1808		25,000	81	25,000	25,000	25,000		25,000	81	25,000	81
1808		25,000	82	25,000	25,000	25,000		25,000	82	25,000	82
1808		25,000	83	25,000	25,000	25,000		25,000	83	25,000	83
1808		25,000	84	25,000	25,000	25,000		25,000	84	25,000	84
1808		25,000	85	25,000	25,000	25,000		25,000	85	25,000	85
1808		25,000	86	25,000	25,000	25,000		25,000	86	25,000	86
1808		25,000	87	25,000	25,000	25,000		25,000	87	25,000	87
1808		25,000	88	25,000	25,000	25,000		25,000	88	25,000	88
1808		25,000	89	25,000	25,000	25,000		25,000	89	25,000	89
1808		25,000	90	25,000	25,000	25,000		25,000	90	25,000	90
1808		25,000	91	25,000	25,000	25,000		25,000	91	25,000	91
1808		25,000	92	25,000	25,000	25,000		25,000	92	25,000	92
1808		25,000	93	25,000	25,000	25,000		25,000	93	25,000	93
1808		25,000	94	25,000	25,000	25,000		25,000	94	25,000	94
1808		25,000	95	25,000	25,000	25,000		25,000	95	25,000	95
1808		25,000	96	25,000	25,000	25,000		25,000	96	25,000	96
1808		25,000	97	25,000	25,000	25,000		25,000	97	25,000	97
1808		25,000	98	25,000	25,000	25,000		25,000	98	25,000	98
1808		25,000	99	25,000	25,000	25,000		25,000	99	25,000	99
1808		25,000	100	25,000	25,000	25,000		25,000	100	25,000	100
1808		25,000	101	25,000	25,000	25,000		25,000	101	25,000	101
1808		25,000	102	25,000	25,000	25,000		25,000	102	25,000	102
1808		25,000	103	25,000	25,000	25,000		25,000	103	25,000	103
1808		25,000	104	25,000	25,000	25,000		25,000	104	25,000	104
1808		25,000	105	25,000	25,000	25,000		25,000	105	25,000	105
1808		25,000	106	25,000	25,000	25,000		25,000	106	25,000	106
1808		25,000	107	25,000	25,000	25,000		25,000	107	25,000	107
1808		25,000	108	25,000	25,000	25,000		25,000	108	25,000	108
1808		25,000	109	25,000	25,000	25,000		25,000	109	25,000	109
1808		25,000	110	25,000	25,000	25,000		25,000	110	25,000	110
1808		25,000	111	25,000	25,000	25,000		25,000	111	25,000	111
1808		25,000	112	25,000	25,000	25,000		25,000	112	25,000	112
1808		25,000	113	25,000	25,000	25,000		25,000	113	25,000	113
1808		25,000	114	25,000	25,000	25,000		25,000	114	25,000	114
1808		25,000	115	25,000	25,000	25,000		25,000	115	25,000	115
1808		25,000	116	25,000	25,000	25,000		25,000	116	25,000	116
1808		25,000	117	25,000	25,000	25,000		25,000	117	25,000	117
1808		25,000	118	25,000	25,000	25,000		25,000	118	25,000	118
1808		25,000	119	25,000	25,000	25,000		25,000	119	25,000	119
1808		25,000	120	25,000	25,000	25,000		25,000	120	25,000	120
1808		25,000	121	25,000	25,000	25,000		25,000	121	25,000	121
1808		25,000	122	25,000	25,000	25,000		25,000	122	25,000	122
1808		25,000	123	25,000	25,000	25,000		25,000	123	25,000	123
1808		25,000	124	25,000	25,000	25,000		25,000	124	25,000	124
1808		25,000	125	25,000	25,000	25,000		25,000	125	25,000	125
1808		25,000	126	25,000	25,000	25,000		25,000	126	25,000	126
1808		25,000	127	25,000	25,000	25,000		25,000	127	25,000	127
1808		25,000	128	25,000	25,000	25,000		25,000	128	25,000	128
1808		25,000	129	25,000	25,000	25,000		25,000	129	25,000	129
1808		25,000	130	25,000	25,000	25,000		25,000	130	25,000	130
1808		25,000	131	25,000	25,000	25,000		25,000	131	25,000	131
1808		25,000	132	25,000	25,000	25,000		25,000	132	25,000	132
1808		25,000	133	25,000	25,000	25,000		25,000	133	25,000	133
1808		25,000	134	25,000	25,000	25,000		25,000	134	25,000	134
1808		25,000	135	25,000	25,000	25,000		25,000	135	25,000	135
1808		25,000	136	25,000	25,000	25,000		25,000	136	25,000	136
1808		25,000	137	25,000	25,000	25,000		25,000	137	25,000	137
1808		25,000	138	25,000	25,000	25,000		25,000	138	25,000	138
1808		25,000	139	25,000	25,000	25,000		25,000	139	25,000	139
1808		25,000	140	25,000	25,000	25,000		25,000	140	25,000	140
1808		25,000	141	25,000	25,000	25,000		25,000	141	25,000	141
1808		25,000	142	25,000	25,000	25,000		25,000	142	25,000	142
1808		25,000	143	25,000	25,000	25,000		25,000	143	25,000	143
1808		25,000	144	25,000	25,000	25,000		25,000	144	25,000	144

昭和 3 年 3 月 3 日

代表者	代表者	代表者	代表者	代表者	代表者	代表者	代表者	代表者	代表者

昭和 3 年 3 月 3 日

共同石炭炭業株式会社日吉炭礦所

所長 吉川 茂 明 殿

三井炭山株式会社山野事務所

所長 野口 博 智 殿

炭客賠償立金現在額証明について

前記の件下記のとおり証明致します。

記

- 昭和 3 年 3 月 3 日現在炭客賠償立金元利合計 ¥ 561,644.56
 (内訳) 福組貸金 414 号分 ¥ 21,794.01
 " 487 号分 ¥ 2,244.00
 " 733 号分 ¥ 28,268.48
 " 733 号 第 2 次分 ¥ 1,285.13
 " 734 号分 ¥ 2,572.824
- 昭和 3 年下期中の利息計 ¥ 1,669.800
 (内訳) 福組貸金 414 号分 ¥ 742.070
 " 487 号分 ¥ 78.463
 " 733 号分 ¥ 771.308
 " 733 号 第 2 次分 ¥ 19.306
 " 734 号分 ¥ 38.651

以上

昭和 年 月 日

年	月	日	時	分	秒
43	8	7			

昭和 年 月 日

庶務

英商石川洋行株式会社日本支店

所 在 地 石 川 洋 行

三井物産株式会社山形支店

所 在 地 山 形

紙幣価値立金換出額証明について

前記の件下記の通り証明致します。

記

- 昭和 年 月 日 日 時 分 秒 紙幣価値立金元金保存 3,464,456
 (内 訳) 紙幣金額 6,140 円分 3,279,401
 * 687 円分 2,200,000
 * 734 円分 2,268,488
 * 753 円 82 分 1,283,138
 * 734 円分 2,872,828
- 昭和 年 月 日 日 時 分 秒 紙幣価値立金元金保存 1,669,800
 (内 訳) 紙幣金額 6,140 円分 2,207,070
 * 687 円分 78,465
 * 753 円分 77,108
 * 753 円 82 分 19,306
 * 734 円分 38,651

以上



庶務

4357	1943年4月30日
------	------------

共同石油産業株式会社日吉営業所

所長官附設研 究所

三井物産株式會社出資事務所

博 口 對 齊

紙幣圖像相立金銭紙幣社局試つて

概記の条件下記の通り証明致します。

1. 昭和43年3月31日現在都府県債権立会元和合計、第56/64456

(内 訳) 印刷費等 6/85分 Y21.794011

627 分 224000

75549 328268488

7558, 0.20分 7 1.275/33

* 73454 I 2572829

2. 昭和34年下期中の概算計 1,669,800

(内 訳) 補正回数 6 / 2号分 Y 742070

687 号分 78465

755 46分 771.30E

* 755号 組立機 19.304

734 号外 ¥ 3865 /

蜀山野山社社长 敬

三申蜀山野山社社长 敬
社长 蜀山野山社

昭和40年4月2日

大田市 吉野山

清水 吉川茂明

升格 要社員：御清部、三、御清部、中、出、出、出

社員 昭和40年下期 御清部、三、御清部、中、出、出、出

御清部、三、御清部、中、出、出、出

計

一、昭和40年下期 御清部、三、御清部、中、出、出、出

計

昭和40年下期 御清部、三、御清部、中、出、出、出

昭和40年下期 御清部、三、御清部、中、出、出、出

昭和40年下期 御清部、三、御清部、中、出、出、出

昭和40年下期 御清部、三、御清部、中、出、出、出

昭和40年下期 御清部、三、御清部、中、出、出、出

計 昭和40年下期 御清部、三、御清部、中、出、出、出

二、昭和40年下期 御清部、三、御清部、中、出、出、出

計

昭和40年下期 御清部、三、御清部、中、出、出、出

昭和40年下期 御清部、三、御清部、中、出、出、出

昭和40年下期 御清部、三、御清部、中、出、出、出

昭和40年下期 御清部、三、御清部、中、出、出、出

昭和40年下期 御清部、三、御清部、中、出、出、出

計 昭和40年下期 御清部、三、御清部、中、出、出、出

計 昭和40年下期 御清部、三、御清部、中、出、出、出

名 期 假 害 賠 傳 稱 之 至 同 總 計 署

五言集卷

桐下急 三井鋸山糖業公社 (市東取板 山野鋸業糖業公社)

年利 7 分の優遇元金 1000000 円 $1000000 \div 365 = 1$ 年 9 度の元金

利息	本金	本利和	利息	本金	本利和
利息 700	本金 10000	本利和 10700	利息 700	本金 10000	本利和 10700

親陸牙(475) $216 \times 68 \times 1.9 \times 153 = 78471 = 157 = 78312$ 224400 (452900) 712000

年刊 6 卷 單刊 日考 1 卷 6 版 4 乙

親證第 265 号 $24700000 \times 1.864 \times 10^3 =$ 771304 24264404 (24700000) 24684404

投登第 285 號 $126.427 \times 1.64 \times 92 =$ 17306 126.427 (126.427) 17306

現整第 784 号 $2134.73 \times 1.64 \times 90 =$ 3661 472024 (2134.73) 3661

24 1668 N 8 16164416 (4461/100) 1623416

先保杯金 未收入電

上記訂正後、山形県農業技術センターより、作業者の訂正に同意の

能收銀 1380^m / 每肉 水炭炭 270^m
2700^m 內記
5400^m



崑山縣森林保護所 林務課 林務課長 啟

三平崑山縣森林保護所 林務課
所長 許口 謹啟

48.10.22 午 2 時 2 分

傳真 崑山縣森林保護所

崑山縣森林保護所

林務課長 許口 謹啟
林務課長 許口 謹啟
林務課長 許口 謹啟
林務課長 許口 謹啟

計

1. 林務課長 許口 謹啟

林務課長 許口 謹啟

林務課長 許口 謹啟

林務課長 許口 謹啟

林務課長 許口 謹啟

林務課長 許口 謹啟

林務課長 許口 謹啟

計 1689061

2. 林務課長 許口 謹啟

林務課長 許口 謹啟

林務課長 許口 謹啟

林務課長 許口 謹啟

林務課長 許口 謹啟

林務課長 許口 謹啟

計 1689061

計 1689061

鉱害賠償積立金 (23.3.31現在確定)

23.2.24 作 No

理 別 年 別	供託金	基 金	小 計	三井鉱山 山形事務所 積立金	合 計	三井鉱山 積立金 内 訳
	年2947 庫利	年4457 庫利		640 497 222 710 468 庫利		(1) 1945.4.3. 3.30 積立
租界第 1278号	元金 447,088 利子 63,060 (52,938) 計 510,148	元金 479,000 利子 計 479,000	989,148		(989,148) 989,148	
租界第 614号	元金 233,000 利子 26,184 (25,593) 計 259,184	元金 236,000 利子 502,561 (492,366) 計 2,871,561	3,130,745	元金 13,622,000 利子 8,173,555 (4,000 78,9740) 計 21,795,555	(25,716,040) 24,926,300	租界1278号/月15日金20,000円 租界139号9月にて元金積立完了 租界177号9月迄/月10,000円 752号一泊(85/8/28) 積立
租界第 687号				元金 152,900 利子 715,159 (4,000 81,315) 計 2,244,159	(23,254,474) 2,244,159	35年11月迄金3,000円 - 40年1月 元金積立完了 利率は64年と同じ
租界第 755号		元金 291,400 利子 122,355 (122,355) 計 3,036,355	3,036,355	元金 25,700,000 利子 2,579,109 (4,000 77,1308) 計 28,279,109	(32,086,972) 31,815,464	41年6月 - 42年3月にて元金 積立完了 利率は64年と同じ
租界第 755号追加				元金 126,582 利子 19,306 (4,000 37,990) 計 128,513 元金 2,534,173 利子 38,651 (4,000 76,056) 計 2,572,824	(1,323,123) 1,285,123	利率は64年と同じ (日付) 1945 元金は42年12月30日 - 1泊積立 利率は64年と同じ (日付) 1945
租界第 734号				元金 2,534,173 利子 38,651 (4,000 76,056) 計 2,572,824	(2,648,880) 2,572,824	金は755号追加の金と同じ
合 計	769,322	6,366,916	(2,156,248) 7,156,248	56,176,780	(65,029,487) 63,333,022	
備 考	1278号の供託元金144 江村石村特約の44,000 586	1945年元金44,000 上掲金 - 前年度の利子累計 下 - 44年度144の利子 但し何れも不足	1945年度元金44,000 上掲金 - 前年度の利子累計 下 - 44年度144の利子 但し何れも不足			

保岡和雄 著 杉本 昌雄 訳 山崎 昌雄 校閲

編輯 共同石炭鉱業株式会社

昭和十一年二月九日

福岡通商産業局



鉅害賠償積立金の取りもどし金額の算定通知について

昭和メノ年 ヌ月 / 日付申請に係る上記地区に対する取りもどし金額について、石炭賦食
賠償担保等臨時措置法第6条第 ヌ 項の規定により下記の進り算定したので同法施行規則第14
条第3項の規定により通知する。

物種名	材 方 重	採取の時期	採の多数集	採りもつてくるもの	備 考
土 木	7×6	27.4	12.7		
具 地 等	6×6.7	16.7	12.7		
水 道					
敷 道					
竹 枝					
公民、公共用建設					
家 屋 等	12×1	11.7.7	12.7		
その他					
計	43.92	112.8	63.7	27.1	

長町変更 鉅害資料 参考資料

42.7.14

米麦

三井家蔵(23.3.4.5)

米 41年 1/4.62 1/4.105 72,462.12 + 1.6213 = 4,582.17/2
 麦 11 1/4.02 2.7 4,167 ÷ 102 = 4,779/2

米価 38年 39 40 41 42年
 米價率 1俵 5,080 5,812 6,268 6,976 -- 10% → 7,874.1
 一石 12,760 14,530 15,670 17,840
 (個) 144. 28 1/3
 平均 33.6 ÷ 3 = 11.2%

補償 42年

米 7,674 × 2.5% = 19,185.19
 麦 2,796 × 11.0% = 3,076.11 -- X 0.5 X 1/2 = 769.11 } 19,954
 91年 41年 10俵 + 1/3 20,000/2

41年鉅害

米 68,819 72,462 6,996 } 20,299.9 - 20,400.0
 X 1.87 5,157.5 (-10%) (10%)
 麦 2,762.7 3,256 10,619 } 50,058.5 - 52,000.0
 5,982 2,772
 家屋 32,633 102,893 } 13,552.6 - 15,000.0
 計 389,000

No. 42.2.18

城下浦番	42年分	43年分	その他
地底 8516.000 金庫 2642.000 板倉 3800.000 日当 2000.000	450 内上運呂補注 1500.000	① 農具補修工事 城下浦 薪割機 (210 匹) 2,013.000 1241.500 木田一子 薪 (200 匹) --- 600.000 北見直 薪 (200 匹) --- 600.000 薪割機 薪 (200 匹) --- 600.000 薪割機 薪 (200 匹) --- 600.000 薪割機 薪 (200 匹) --- 600.000	薪割機 薪 (200 匹) --- 600.000 薪割機 薪 (200 匹) --- 600.000 薪割機 薪 (200 匹) --- 600.000 薪割機 薪 (200 匹) --- 600.000 薪割機 薪 (200 匹) --- 600.000 薪割機 薪 (200 匹) --- 600.000
② 山田川堤防 42年分 城下浦上流 堤防 (84 尺) 打 450m = 2600.000 堤防 260m 日当 260m = 1500.000	③ 堤防工事 上流 堤防 (35 尺) 打 450m = 2600.000 下流 堤防 (35 尺) 打 450m = 2600.000	④ 堤防工事 上流 堤防 (35 尺) 打 450m = 2600.000 下流 堤防 (35 尺) 打 450m = 2600.000	⑤ 堤防工事 上流 堤防 (35 尺) 打 450m = 2600.000 下流 堤防 (35 尺) 打 450m = 2600.000
③ 堤防工事 上流 堤防 (35 尺) 打 450m = 2600.000 下流 堤防 (35 尺) 打 450m = 2600.000	④ 堤防工事 上流 堤防 (35 尺) 打 450m = 2600.000 下流 堤防 (35 尺) 打 450m = 2600.000	⑤ 堤防工事 上流 堤防 (35 尺) 打 450m = 2600.000 下流 堤防 (35 尺) 打 450m = 2600.000	⑥ 堤防工事 上流 堤防 (35 尺) 打 450m = 2600.000 下流 堤防 (35 尺) 打 450m = 2600.000
④ 堤防工事 上流 堤防 (35 尺) 打 450m = 2600.000 下流 堤防 (35 尺) 打 450m = 2600.000	⑤ 堤防工事 上流 堤防 (35 尺) 打 450m = 2600.000 下流 堤防 (35 尺) 打 450m = 2600.000	⑥ 堤防工事 上流 堤防 (35 尺) 打 450m = 2600.000 下流 堤防 (35 尺) 打 450m = 2600.000	⑦ 堤防工事 上流 堤防 (35 尺) 打 450m = 2600.000 下流 堤防 (35 尺) 打 450m = 2600.000
⑤ 堤防工事 上流 堤防 (35 尺) 打 450m = 2600.000 下流 堤防 (35 尺) 打 450m = 2600.000	⑥ 堤防工事 上流 堤防 (35 尺) 打 450m = 2600.000 下流 堤防 (35 尺) 打 450m = 2600.000	⑦ 堤防工事 上流 堤防 (35 尺) 打 450m = 2600.000 下流 堤防 (35 尺) 打 450m = 2600.000	⑧ 堤防工事 上流 堤防 (35 尺) 打 450m = 2600.000 下流 堤防 (35 尺) 打 450m = 2600.000
⑥ 堤防工事 上流 堤防 (35 尺) 打 450m = 2600.000 下流 堤防 (35 尺) 打 450m = 2600.000	⑦ 堤防工事 上流 堤防 (35 尺) 打 450m = 2600.000 下流 堤防 (35 尺) 打 450m = 2600.000	⑧ 堤防工事 上流 堤防 (35 尺) 打 450m = 2600.000 下流 堤防 (35 尺) 打 450m = 2600.000	⑨ 堤防工事 上流 堤防 (35 尺) 打 450m = 2600.000 下流 堤防 (35 尺) 打 450m = 2600.000
⑦ 堤防工事 上流 堤防 (35 尺) 打 450m = 2600.000 下流 堤防 (35 尺) 打 450m = 2600.000	⑧ 堤防工事 上流 堤防 (35 尺) 打 450m = 2600.000 下流 堤防 (35 尺) 打 450m = 2600.000	⑨ 堤防工事 上流 堤防 (35 尺) 打 450m = 2600.000 下流 堤防 (35 尺) 打 450m = 2600.000	⑩ 堤防工事 上流 堤防 (35 尺) 打 450m = 2600.000 下流 堤防 (35 尺) 打 450m = 2600.000

計

元金貸付利息計算

日 金 業 所

相手先 三井物産株式会社 (手取振込 山 野金業株式会社)

年利 7分2厘2毫の複利 0.072226 - 1年7厘4毫

元金	6143	$21033430 \times 1.974 \times 1.030 =$	762125	元金合計	21735444 (13642000)	利息累計額	4183444
元金	6478	$2164644 \times 1.974 \times 1.030 =$	78471		2244143 (1429000)		712143

年利 6分 単利 日歩 1年6厘4毫

元金	2443	$2470000 \times 1.364 \times 1.030 =$	771304	元金合計	24479103 (24700000)	利息累計額	2079103
元金	2443200	$1264427 \times 1.64 \times 1.030 =$	17306		1281733 (1264427)		17306
元金	7143	$2534173 \times 1.64 \times 1.030 =$	38641		2572814 (2534173)		38641

計 1869461 46176740 (44641000) 1144740

2555500 $1265827 \times 1.64 \times 1.030 = 379908$

734 $2534173 \times 1.64 \times 1.030 =$

長久保安壽神社之金利息計算

日 吉 金 庫 行

相手先 三井物産株式會社 (東京區板 山 野金業株式會社)

年利 2分2厘2毫の預利 20722736 = 1分7厘4毫

	本利利息	元金利息計	元金	利息累計額
起算金6143	$21032430 \times 1.7\% \times 1830 = 762125$	21794555	(12642000)	9130355
起算金6473	$2165655 \times 1.7\% \times 1830 = 78471$	2244126	(1529000)	712126

年利 6厘 單利 日歩 1分6厘4毫

起算金2443	$24700000 \times 1.6\% \times 1430 = 561304$	25261304	(25700000)	2573104
起算金2243連同	$1165427 \times 1.6\% \times 930 = 17306$	1282733	(1265427)	19306
起算金7143	$2524173 \times 1.6\% \times 930 = 38651$	2562824	(254173)	38651

計 1669061 56176740 (44641000) 1144740

代表 鈴木 伸吉

山形県

720 号

昭和22年11月7日

共同石炭鉱業株式会社吉田事務所

所長 吉川 茂 明 殿

三井鉱山株式会社山形事務所

所長 野口 博 尊

鉱害賠償基金現在高証明について
領記の件下記の通り証明致します。

記

1. 昭和22年9月30日現在鉱害賠償基金元利合計 ¥ 50,696,298

(内訳) 福根産第6ノ4号分 ¥ 21,033,830

・ 第687号分 ¥ 2,656,888

・ 第755号分 ¥ 27,897,180

2. 昭和22年上期中の利息計 ¥ 1,573,874

(内訳) 福根産第6ノ4号分 ¥ 734,912

・ 第687号分 ¥ 75,875

・ 第755号分 ¥ 763,087

以上

三井鉱山株式会社
山形事務所



共同石炭鉱業株式会社日吉鉱業所
所長 吉川 茂 殿

三井鉱山株式会社山野事務所
所長 野口 博 殿



鉱害賠償積立金現在高証明書について
*月*日付貴状を以て御申達の標記の件、下記の通り証明致します。

記

昭和2年3月31日現在 鉱害賠償積立金元利合計 ￥42,121,182
(内訳) 振込金第414号分 ￥30,293,029
* 第687号分 ￥2,087,660
* 第753号分 ￥3,473,463
昭和2年下半期中の利息計 ￥1,479,700
(内訳) 振込金第414号分 ￥705,913
* 第687号分 ￥72,683
* 第753号分 ￥701,104

以上

三井鉱山株式会社
山 野 事 務 所



出書場所 720号

昭和22年11月17日

英岡石炭産銷株式会社吉富炭礦所

所長 吉川 豊 明 殿

三井炭田株式会社山形事務所

所長 近 口 勝 殿

献資給付設立金現在為証明について

附記の件下記の通り証明致します。

記

1. 昭和22年9月30日現在献資給付設立金現在合計 ¥ 30,694,298

(内 訳) 振込金 6,749,991 ¥ 21,033,300

・ 3,687,991 ¥ 21,636,888

・ 807,333 ¥ 22,444,221

2. 昭和22年上期中の同合計 ¥ 1,173,874

(内 訳) 振込金 6,749,991 ¥ 7,349,12

・ 3,687,991 ¥ 7,587,5

・ 807,333 ¥ 7,602,87

以上

三井炭田株式会社
山形事務所

21



東京 720 番
昭和2年11月17日

共同石炭販売株式会社日有支店所

所長 吉川 義 昭 殿

三井炭田株式会社山崎事務所

所長 山口 勝 郎



試算貯債積立金繰出高証明について
留記の件下記の通り証明致します。

記

- 1. 昭和2年9月30日現在試算貯債積立金元利合計 ¥ 50696298
 (内 別) 繰債還付 ¥ 21033430
 ・ 第687号分 ¥ 2163688
 ・ 第733号分 ¥ 27697150
- 2. 昭和2年上期中の利息計 ¥ 1573474
 (内 別) 繰債還付 ¥ 736912
 ・ 第687号分 ¥ 75873
 ・ 第733号分 ¥ 760687

取 上

三井炭田株式会社
山崎事務所



192 謝安成行利之全利息計算

42-10-10

日 吉 領 保 所

722 178 → 722

相子乙 三井銀山社在社 (車費取返 山野食品株式會社)

年 利 7% 2厘 2元 日 利 1.0717 ÷ 360 = 1 千 2 厘 6 元

親 登 牙 614 号 20276415 × 1.974 × 1.958 = 754423 + 1479 = 756912 利息是利合計 21027420

起 登 牙 617 号 2045013 × 1.974 × 1.958 = 7722 + 1479 = 7872 2161602

1987038

年 利 4% 單 利 日 利 1 千 6 厘 4 元

√ 37429 → 5.946

親 登 牙 224 号 22700000 × 1.64 × 1.930 = 771,808 = 15,621.2 76647 是 22700,000 利息 1777140

別 息 報 表

支 出 金	利	金	計	日 利 金	計	支 出 金
614 号 672717	202913	1404230	672717	20742	1404719	- 1479
617 号 7191	9262	144404	7191	2226	144727	- 1479
224 号 322343	70124	1036493	322343	850423	1036722	+ 1661
(1479 - 22447 + 22447)						

34 上



昭和22年12月6日
林野部林務課林務課長
林野部林務課林務課長

高山野分事務所課長殿

佐野

三井物産株式會社高山野分事務所
所長 野口 昭 郎 殿

以貴所於昭和22年12月6日
6月26日高山野分事務所御申出の標記の件
下記通り返答したものと御座います。

算式 25,250.00 × 100 = 2,525,000.00

現金 25,250.00 × 100 = 2,525,000.00

現金 25,250.00 × 100 = 2,525,000.00

算式 25,250.00 × 100 = 2,525,000.00

現金 25,250.00 × 100 = 2,525,000.00

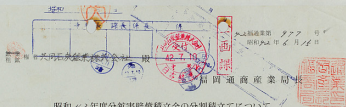
計 2,525,000.00

計 2,525,000.00

基金積立資料

429 No.

[illegible]



昭和三十九年度分航空損害賠償積立金の分割積立てについて

右記航空損害賠償積立金時積置法施行規則第3条第1項の規定による標記分割積立申請は下記の通り承認する。

記

(日 告 決 定 分)

分割積立の西取	期別		積立額		積立日数		積立日数	
	期別	期日	千円	円角	期別	期日	千円	円角
第1回 昭和42年6月30日	第1回	昭和42年6月30日	80	170				
	第2回	昭和42年9月30日	80	170				
	第3回	昭和42年12月31日	80	170				
	第4回	昭和42年3月31日	77	149				
積立金算出総額			317	479				

(注意) 各分割積立期日までに各分割積立金額の積立てをしないときは当該期日の積立額を0とすることになるので念のため記す。

福岡県 第 754 号 付託区 (日 吉 炭鉱)

42 年度第 754 号
昭和 42 年 5 月 31 日

相 続 者 共 同 石 炭 鉄 業 株 式 公 司 殿

福 岡 通 商 産 業 局 長

昭和 42 年度分鉱害賠償積立金の算定通知について

石炭鉱害賠償担保等臨時措置法第 4 条第 1 項の規定に基づく上記鉱区に対する標記積立金を
下記の通り算定したから同法施行規則第 2 条第 1 項の規定により通知する。

記

(単位:円)

積立金	昭和 42 年 7 月 1 日以前本年度まで				昭和 42 年度以前年度までの積立金 繰上積立金	本年度積立てます 積立金	備 考
	敷 地	敷 地	敷 地	敷 地			
主 木	768	146	923				
地 等	7142	2523	14765				
水 道	-	-	-				
鉄 道	-	-	-				
学 校	-	-	-				
公用、公共用建物	-	-	-				
家 屋 等	7622	3525	17925				
そ の 他	-	-	-				
計	16744	6284	32923	2719	674		

〔備考〕 (1) 本算定金の算定期間は昭和 42 年 6 月 30 日まで、同期間までの算定で不足し又は超過する等の場合は、同法施行規則第 2 条第 1 項の規定により通知する。 (2) 不足額立ての承認申請は、昭和 42 年度第 754 号 (昭和 42 年 5 月 31 日) 通達に基づき昭和 42 年 6 月 31 日までに提出すること。

福岡県 第 414 号地区 (B 巻 炭鉱)

昭和 2 年 4 月

専務長	評長	課長	係長

全動評

第 22 号

昭和 2 年 4 月 21 日

福岡通商産業局長

昭和 2 年 4 月 21 日 炭鉱賠償積立金の算定通知について

石炭鉱害賠償担保等の特例措置法第 4 条第 1 項の規定に基づく上記地区に対する標記積立金を下記の通り算定したから同法施行規則第 2 条第 1 項の規定により通知する。

記

(単位千両)

区 分	昭和 2 年 7 月 1 日 繰上本年度まで				昭和 2 年 7 月 1 日 繰上本年度まで 未定積立金 算定額	本年度算定すべき 積立金	備 考
	敷 地	家 屋 (炭鉱) 権 利 者 別	地 主 別	地 主 別			
土 地	408	217	108				
農 地 等	2804	2311	1155				
水 道	-	-	-				
鉄 道	-	-	-				
学 校	-	-	-				
公団、公共用建物	-	-	-				
家 屋 等	2213	2110	1055				
そ の 他	-	-	-				
計	11225	4728	2368		2062	217	

(注意) (1) 本積立金の積立期間は昭和 2 年 4 月 21 日付、同期繰上までに算定をしないときは同法第 4 条の罰則規定を適用することとなるので念のため示す。
(2) 同期繰上までの積立額は、同法第 22 号 (昭和 2 年 3 月 1 日付) 通達に基づき昭和 2 年 6 月 21 日までに算定すること。



其國石炭鉱業株式会社吉川炭所
所長 吉川 澄 朗

三井鉱山株式会社山形事務所
所長 吉 口 博 昭



炭害賠償積立金現在高証書について
*月*日付貸状を以て当印紙の原紙の件、下記の通り証明致し
ます。

記

1.昭和*2年*月*日現在 炭害賠償積立金元金合計 ¥49,121,182
(内訳) 西尾炭所*1号分 ¥20,293,029

* 同*2号分 ¥20,896,660
* 同*3号分 ¥26,736,693

2.昭和*2年*月*日現在 炭害賠償積立金元金合計 ¥1,672,700
(内訳) 同*1号分 ¥70,291.3 -1909

* 同*2号分 ¥72,683 -153
* 同*3号分 ¥70,104 10621

以上 昭和24年
日付
吉川 澄 朗

三井物産株式会社
山形事務所



鉛蓄電池 積立金

(42.3.31現在)

NO.

税 引 率	税 引 率	供託金	基 金	引当金積立金	合 計	備 考
		年2分4厘 単位	年4分5厘 単位	(644)年70分5厘(100) (597)年6分(100) (757)年6分(100)		
		元 447088 角 52330				
		元 499418			499418	
		元 233000 角 20592	元 2052000 角 410221	元 19589116 (194) 角 707402		三井物産積立金 年 終額(13.22.2000)の積立金引上げ 昭和34年(1月) 毎月20万円を積立。 39年7月にて元金繰上完了 利率は5厘(17)年まで5厘(10)年(11.11.20 2) 792/2000(10)年(17)年(17)年)
		元 253592	元 2462221	元 20296518 (194) 角 72836	23012331	64年と同時 契約(17) 昭和35年(11月)より 毎月3万円を積み 60年(1月)にて元金1529000 円繰上完了 利率は64年(10)年(11)年
				元 2016977 (194) 角 72836 元 2089813	2089813	
			元 2719000 角 2719000	元 25700000 (194) 角 3253897 元 26965372	29444872	三井物産積立金は昭和25年(10月)の 積立金引上げ 昭和34年(1月)～42年3月 にて元金繰上完了 利率は5厘(10)年(17)年(17)年)
		合 計	753010	5181221	49112203	55046434
		備 考	12725000(100) 元金引上げ(100) 利率は5厘(10)年(17)年(17)年 8161037	49121182		

共

昭和42年4月8日

三井鉱山 山形事務所

代表 野口博昭 殿

共同鉱業株式会社会日有鉱業所

代表者人 吉川芳明



鉱害賠償積立金について

前掲の件に関して毎年の納付金下記により御連絡
賜わらば幸いです

記

預上額

昭和41年 687号 755号について

1. 昭和41年10月～昭和42年3月末迄の年次納付額
2. 昭和42年3月末迄の元金合計額
3. 貴社が支払済徴収利息総額

(41年7年納付金付メモ)

以上

共同鉱業株式会社会日有鉱業所

代表者人 吉川芳明
〒950 大館一丁目 電話四二〇番

42.4.7... 紙夜甲斐得記通帳

信託中上甲上 7535746...

+1月10月20日付 7525241...

507 損益金(貸出時)150000円付

75252413650 199528... 19952413650

41/9 点	6124	18,389.06	{ 21,606.937
187%	2,016,897		

...x787 1592.369

x722 1559760

美

 32,409/4

紙夜 報告



下期利息計算

日歩 銀 5 兩

相子足 三井物産株式会社 (中野物産 山形物産株式会社)

日歩

年利 7 分 7 厘 2 毫 6 絲 利 10727 円 36 銭 = 2 月 0.2 元

組込 1910 年 10 月 20 日 利半取込

年利 7 分 2 厘 2 毫 6 絲 利 10722 円 36 銭 = 1 月 9.6 元

租屋 茅 614 号

3 月 末 之 息

年 息

12449116 x 202 x 120 = 29153

12449116 x 120 x 102 = 152213

計

207402

490 日 末 之 利 合 計

20236.510

租屋 茅 617 号

2016977 x 202 x 120 = 7741

2016977 x 120 x 102 = 24834

計

72035

2079913

租屋 茅 614 号

年利 6 分 單 利

日歩 1 分 6 厘 7 毫

障 却 分

20090000 x 164 x 1120 = 459646

791 324000 x 164 x 1120 = 23507

790 324000 x 164 x 1120 = 18707

790 324000 x 164 x 52 = 14107

791 324000 x 164 x 61 = 3200

790 324000 x 164 x 52 = 4906

791 324000 x 164 x 1 = 143

計

24700000

670026

商 利 2 元

2447

計 670403

上 335.389
T. 89.983
1025.872